

2025文議第281号
令和7年6月2日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
白石 英行

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委 員 会	受理番号	件 名
総務区民 (8件)	第1号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
	第2号	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願
	第3号	再審法改正の促進について、国に意見書の提出を求める請願
	第4号	「文の京」版“区民参画型予算”の導入を求める請願
	第5号	文京区の「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることを求める請願
	第6号	文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願
	第7号	公共施設の再整備では区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広く共有できることを求める請願
	第8号	子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願
厚生 (1件)	第9号	介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書
建設 (2件)	第10号	「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願
	第11号	「本郷三丁目40」のマンション計画についての請願
文教 (6件)	第12号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第13号	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第14号	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
	第15号	区内図書館の管理運営方法を見直し、新小石川図書館については管理運営を直営に戻すことも検討することを求める請願
	第16号	子ども関連施策でパブリックコメントやアンケートなどの充実を図ることを求める請願
	第17号	「区内公立学校における、外国人児童の在籍状況と支援体制の調査と、その結果の公表」に関する請願
議会運営 (5件)	第18号	「竹早テニスコート」をどうするか区議会でも子どもたちと「対話」する場を設け、子どもたちの声を直接聴くことを求める請願
	第19号	より透明性を高め、区民に対する説明責任をより果たす改革をさらに進め、「開かれた」議会の実現を求める請願
	第20号	文京区議会において委員会のインターネット中継の速やかな全面実施を求める請願
	第21号	全国的な傍聴ルール見直しに沿ったICT機器使用容認の請願
	第22号	区の説明を理由とした請願不採択に関する審査の透明化を求める請願

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第1号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込5－15－12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

令和5年度「ギャンブル障害及びギャンブル関連問題実態調査」（調査実施者：独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター）によると、当事者の相談の原因となった依存の種類は、パチスロ、パチンコ、競馬の順で多く、過去1年間にお金を使ったギャンブルの種類は、男性ではパチンコ（43.4%）、パチスロ（24.5%）、競馬（11.3%）の順で、投票券の購入手段はオンラインの次にギャンブル場／場外売り場があげられています。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第2号
件 名	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願
請 願 者	文京区水道2-7-5-301号 消費税をなくす文京の会 代表 椎野 耕一
紹 介 議 員	小 林 れい子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

コメを始めとして物価高はあらゆる分野に及んでおり、「減税するなら消費税」の世論が大きく広がっています。

５月１７、１８日の共同通信世論調査では、「食料品非課税」が３８．４％、「一律減税」が１９．８％、「廃止」が１５％と、「減税・廃止」を求める声が計７３．２％に達しました。「減税すべきではない」の回答は２４．８％でした。

消費税増税は社会保障の財源を口実に進められてきました。しかし１９８９年消費税導入以降３６年間で、国民が納めた消費税収は５３９兆円だったのに対し、ほぼ同じ時期に法人３税（法人税・法人住民税・法人事業税）は３１８兆円、所得税・住民税は２９５兆円、合わせて６００兆円以上の減収で、消費税が法人税や所得税の最高税率の引き下げに使われ、社会保障の充実ではなく、大企業や富裕層の減税のために使われて来たのは明白です。

私たちは、経済対策として最も有効だと考えるのは消費税の一律５％減税です。そのためには１５兆円の財源が必要となりますが、財源は、大企業・富裕層に応分の負担を求めます。２０２３年度、大企業は１１兆円もの減税を受けました。これは、政府が「大企業を支援すれば賃金も上がるし、巡りめぐって暮らしも良くなる」との理由で進めてきましたが、「法人税改革は意図した成果を上げてこなかった」と政府は認めています。ですから大企業・富裕層への優遇税制をやめれば１１兆円の財源を確保でき、さらに所得が１億円を超えると税負担が軽くなる「一億円の壁」を改め、軍事費の削減と政党助成金の廃止などで、一律５％減税の財源はつくれます。

こうすれば、社会保障の財源を削ることなく消費税の減税は可能です。税率を一律５％にすれば、必要がなくなるインボイスは廃止できます。一時的減税ではなく恒久減税であり、消費税廃止をめざすことができます。

消費税減税・廃止の財源を国債の発行で賄うという提案がありますが、国債の増発には様々な問題が発生する恐れがあり、財源確保は大企業・富裕層への優遇税制の見直し等で行うことを求めます。

よって、貴議会から国に対し、次のことを求めてください。

請願事項

- １ 消費税率を一律５％に引き下げてください。
- ２ インボイス制度を廃止して下さい。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第3号
件 名	再審法改正の促進について、国に意見書の提出を求める請願
請 願 者	文京区湯島2-4-4 日本国民救援会東京都本部気付 日本国民救援会文京支部 支部長 工藤 由一
紹 介 議 員	小 林 れい子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

昨年9月26日、袴田事件の再審裁判において静岡地方裁判所は、えん罪被害者の袴田巖さんに無罪判決をだし、その後検察が控訴せず、無罪が確定しました。

日本社会は無辜の市民を国家の権力によって刑死させるという、究極の人権侵害を一步手前で踏みとどまることができました。

このことに前後して再審法の改正を求める国民の声は大きな盛り上がりを見せています。法務省の法制審議会も袴田巖さんの姉の袴田ひで子さんから意見聴取を行うなど改正に向けて動き出しました。

一方国会では「再審法改正議員連盟」に党派を超えた400名近くの議員が結集し、「国民の負託を受けた国会議員であるからこそ議員立法で再審法を改正する」として法案の検討が進んでいます。

全国の地方自治体では、再審法の改正を求める請願や陳情が審議され、住民の願いを受けた議員の皆さんの努力で、656自治体の議会が国に対する意見書を採択し、東京都でも特別区の2区と、多摩地域の16市町村で採択されています。

文京区においても、区民がえん罪で苦しむ、などと言うことが決して起きないように、文京区議会が区民の人権を守る先頭に立っていただきたいと思います。

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪判決を受け、犯罪者として法の制裁を受けている、えん罪被害者を救済するために、裁判のやり直しを認める制度のことで、その手続きを定めた法律が刑事訴訟法「第四編 再審(第四三五―第四五三条)」であり、「再審法」と呼ばれています。

現在の再審法の規定は大正時代につくられたもので、戦後、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除した以外、何も改正されていません。日本国憲法の人権思想に基づいた再審法改正・整備が強く求められています。

改正すべき点は第一に通常裁判における証拠開示のルールと同様に、再審裁判においても証拠開示の規定を明文化する必要があります。

現在はその規定がない下で、えん罪被害者に有利な証拠が検察・警察の下にあるにもかかわらず、開示されないことによって、再審請求ができずまた再審決定に至らない事態が横行しています。

改正すべき第二には、検察官の不服申し立てを禁止することです。検察官は再審決定がされたならば、その再審裁判の中で十分審理を尽くすことができます。入り口で不服を申し立てる必要はありません。

第三に、以上の二点を中心に日本国憲法の人権思想に基づいた再審法整備が至急行われることが求められています。

請願事項

文京区議会におかれましては以下の項目について国に求める意見書を提出していただくようお願いいたします。

- 1 再審請求では警察官、検察官はすべての証拠を開示すること。
- 2 裁判所の再審開始決定に対して検察官の不服申し立てを禁止すること。
- 3 再審手続きを整備すること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第4号
件 名	「文の京」版“区民参画型予算”の導入を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区には「文の京」自治基本条例で「協働・協治」を理念として掲げ、「区民参画の手續に関する指針」を整え、年度ごとに「区民参画現況調査報告」をまとめています。しかし、文京区は単に区民からの「意見聴取」のみを以て「区民参加」とするような動きも感じられます。

一方、練馬区は「区民意見反映（パブリックコメント）制度」という名称を使い、区民から「意見聴取」した後、「反映に努める」こと、「説明責任を果たす」ことを強調しているほか、杉並区では「区民参画」をさらに推進する一環として「区民参加型予算事業」に取り組んでいるほか、23区では豊島区でも令和5年度に取り入れ、令和6年度予算案で「公園の日陰化」など6事業へ計約5000万円を計上しました。江戸川区も令和5年度に区民からの政策提案プレゼンテーションを初めて開催しました。

こうした各区の取り組みは、「文の京」を標榜し、「文の京」自治基本条例を早い段階で施行した文京区においてこそ、先んじてほしい施策であり、下記を区に働きかけていただきたく貴議会にお願いいたします。

請願事項

- 1 「文の京」自治基本条例でうたう「協働・協治」を具体的で実効性のあるものとする観点からも、「文の京」版区民参画型予算事業を検討し、子どもたちを含め幅広い区民から事業の“芽”を募れるようにしてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第5号
件 名	文京区の「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じ ることを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

特定の団体における「竹早テニスコート」の不適切な利用について、区は「早朝利用等は、指定管理者制度導入以前から慣習で続いていたが、テニスの利用状況や公平な利用の観点から、令和6年3月に他の団体と同一の条件とし、早朝利用はなくなった。テニスコート利用の転貸や譲渡の防止、営利目的利用、区外の方の利用等についてもチェック体制を強化している。また、公平な利用機会の提供に取り組んでいる」とし、是正措置を取ったことを明らかにしています。

しかし、なぜこのようなことが起きたのか（＝なぜ「指定管理者業務要求水準書」等に記載がないのに、区が指定管理者に引き継ぎ、区が認めたうえで利用料金を指定管理者が収受していたのか）などは詳細に説明されておらず、また再発防止策も講じられておらず、いつどこでどの指定管理者が形を変えて同じようなことを繰り返してもおかしくない状態にあると言えます。

そもそも、指定管理者制度においては法律上、指定管理者の適正管理を行うため、「住民の平等利用の確保と差別的取扱いの禁止（地方自治法第244条第2項及び第3項）があるわけで、文京区においては長年にわたり、「住民の平等利用の確保と差別的取扱いの禁止」に反する運用が行われてきたわけです。

今回、「竹早テニスコート」で不適切な利用を長年してきた特定の団体は「社会教育関係団体」として登録され、不適切な利用をしてきた期間、割引料金で利用してきました。不適切な利用が発覚しても、「社会教育関係団体」として登録され続けていることも、区民の不興と不満を呼んでいるところです。

そこで、文京区における「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることなどを区長に求めていただきたく、貴議会に下記を請願いたします。

請願事項

- 1 文京区における「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第6号
件 名	文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び 合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区には「人材確保・育成基本方針」がありますが、区民との「対話」能力や「コミュニケーション」能力、区と区民ら「マルチ・ステークホルダー」との「合意形成」能力の重要性が盛り込まれていません。

一方、区職員の評価制度に関しては、品川区が令和5年度から「360°フィードバック」を試行実施しているほか、中野区も中野区人材育成計画（2024～2026年度）の中で「新たな360度評価制度の導入」を盛り込んでいます。

文京区職員の育成に関し、人事考課・評価にこれらの能力査定も盛り込むことを検討するよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記を請願いたします。

請願事項

- 1 文京区職員の「育成方針」の中に区民との「対話」能力や「コミュニケーション」能力、区と区民ら「マルチ・ステークホルダー」との「合意形成」能力の向上を盛り込んでください。
- 2 区職員の評価・考課制度の中に前項の能力の査定を含めてください。
- 3 区職員の評価制度において「360度評価制度」のメリット・デメリットを研究・調査し、結果を区民と情報共有してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第7号
件 名	公共施設の再整備では区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広く共有できることを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備にあたっては区と「竹早公園・小石川図書館共創研究所（共同企業体）」の案、区民から寄せられた案を一同に比較できるようにして、区民がそれらの案に対する賛否を表明し、さらなる意見や要望等を伝え、もっと良い案にすることも、円滑で有効な「合意形成」プロセスになり得ると考えます。そこで、貴議会から区長に下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備にあたっては区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広くそれらの案を共有し、選べるようにする仕組みを検討してください。
- 2 「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備だけでなく、公共施設の新設や再整備においても、区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募れるような仕組みを研究してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第8号
件 名	子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区では現在、子ども家庭部子育て支援課が中心となり、(仮称)「こどもの権利に関する条例」の策定と、令和7～11年度を対象とした「文京区子育て支援計画」の策定が進められています。

特に「こどもの権利に関する条例(素案)」では「こどもの意見等の表明と参加」のところで、「必要な情報を得ることができるよう努めるものとします」と定めていますが、例えば、「文の京」自治基本条例は施行から20年以上経つのに、子どもが理解しやすいような子供版「文の京」自治基本条例がありません。(※新宿区や埼玉県越谷市には小学生向け自治基本条例パンフレットがあり、川崎市は「自治基本条例キッズページ」、練馬区は「ねりまキッズページ」を設けています)

豊島区では区HPのすべての漢字に「ふりがな表示」できるようにしています。杉並区では「子どもを社会の真ん中に」を打ち出す区長のリーダーシップの下、「子どもワークショップ」や区立小・中学校における「意見交換会」が開催するなど、子どもとの「対話の区政」も積極的に推進しています。そこで、貴議会から区に対し、下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 区HPにおいて①すべての漢字をふりがな表示できるようにするなど子どもにやさしい情報が適切で理解しやすい言葉で提供する②子どもにとって「意味のある参加」を実現する方針と手順が子どもの目から見てわかりやすく情報発信する——ようにしてください。
- 2 特に、「文の京」自治基本条例を子どもたちが理解できるよう、小学生版や中学生版をつくってください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和 7 年 5 月 2 9 日 第 9 号
件 名	介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善 を求める請願書
請 願 者	文京区本駒込 5 - 1 5 - 1 2 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	千 田 恵美子 小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

介護保険制度は施行25年が経過しました。しかし、備蓄米を放出しても高止まりの米価をはじめとする物価高騰のなかで、利用料、食事・居住費などの重い負担のため必要なサービスが利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職もとまりません。

2024年度介護報酬改定では訪問介護の報酬が引き下げられ、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、「一律で訪問介護の収支率がプラスになっているからと基本報酬を引き下げるのは、訪問介護の存在意義を軽くみているとしか思えない」、「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」など、怒りと不安の声が噴出し続けています。加えて介護現場の人手不足は本当に深刻で、ヘルパーの有効求人倍率が1.5倍を超えるなどこのままでは介護の担い手がいなくなります。身体介護、生活援助など訪問介護はとりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護は続けられず「介護崩壊」は現実となりつつあります。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りさせた利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を2025年から再開しようとしています。

権利としての社会保障を実現させるために、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本的改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることは、いま何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項（1～4）につき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する要望書を提出をしてください。

一方、介護保険制度の運用主体（保険者）は文京区が担っています。区内のサービス事業者（居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス）の実態を把握・分析・公表をして、行政として必要な財政等の支援や必要な助言を強化してください。

特に、全国的に訪問介護事業所の倒産が深刻となっており、文京区においてもヘルパーの減少、事業所経営継続が困難という声が聞かれています。倒産や廃業により文京区の介護サービスが後退することのないよう、必要な措置を講じてください。

請願事項

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの充実など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護報酬財政に対する国庫負担の割合を10%引き上げること。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の底上げを図る再改定を至急行うこと。その際は、サービスの利用に支障が生じないよう、利用者負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと。
- 4 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
- 5 区内の介護施設及びサービス事業者の実態調査を行うこと。
- 6 文京区は保険者として、訪問介護事業所をはじめとする区内のサービス事業者の事業継続のための支援として、区の一般財源の活用等を含めた、他区で実施されているような介護事業者支援給付金などの施策を講ずること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第10号
件 名	「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願
請 願 者	文京区千石4－35－16 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。世田谷区、杉並区、目黒区のようなまちづくり支援策を充実している自治体と比べると総じて遅れており、支援内容も限られているように映ります。

区立学校や図書館の建て替えや、公園再整備等、これまで以上に「対話」を通じた熟議による「合意形成」の必要性が高まっています。

文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止め、しっかり支え、実現につなげるための行政上の「対話」のステップをきめ細かく丁寧に整えることです。

国内外ではまちづくりの手法として、幅広い地域住民が構想段階から参加・参画できるような「パブリック・インボルブメント（P I）」や、Decidim（デシディム）（注1）の活用、フランスでは都市計画やまちづくりにおける「コンセルタシオン」の手法が効果を上げていると伝えられています。23区では杉並区が区民との新たな対話の場として「(仮称) デザイン会議」を設置、運営するなど新機軸を打ち出しています。

文京区においても、条例制定を通じ、行政上のステップのきめ細かく丁寧に整える（区民の意見・要望を集約・反映しやすく、参加・参画しやすくすることで「対話」を深める）検討をするために、地道に手法や仕組みの調査・研究を積み重ねるべく区に働きかけていただきたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

注1）Decidim（デシディム）＝オープンソースの参加型民主主義プラットフォームで、日本では2020年10月に兵庫県加古川市が初めて導入、岩手県釜石市や福島県西会津町などでも導入が進む。特徴として①「パブリックコメント」と異なり、意見を言った人に対するフィードバックができる②計画策定のプロセスが設計され、徐々に議論を収束させられる③オンラインとオフラインを融合させ、議論の活性化、デジタルデバйд解消に役立つ④議論やデータが可視化でき納得を得られやすい一などが挙げられます。

請願事項

- 1 まちづくりや公共施設の再整備等において、幅広く区民の意見を聴き、地域住民が構想段階から参加・参画し、「対話」を通じた熟議による合意形成によって、区民の多様な意見や要望が取り入れられるようなコミュニケーションと合意形成手法など「文の京」の新たなまちづくりのあり方を調査・研究してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第11号
件 名	「本郷三丁目40」のマンション計画についての請願
請 願 者	文京区本郷3-43-8 湯島武蔵野マンション 岡田 恵
紹 介 議 員	関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

本年２月、本郷三丁目７１６－２の静粛な住宅街に高層１９階建て、敷地面積いっぱい６００％の容積率、高さ６１．３メートルというタワーマンション建築計画が三井不動産レジデンシャル（株）から公表されました。

先日、近隣住民向けの説明会が開かれました。

私たちにとってはまさに「寝耳に水」です。

参加した住民はあまりの高さに驚き、日影やビル風、圧迫感などの環境悪化が間違いなく起きると大変憂慮しております。

そこで「住みよい街づくり」のため十分な話し合いがなされるまでは今回の計画を進めることのないよう議会からも働きかけていただくよう下記の点についてお願いいたします。

請願事項

- １ あっせん調停について、区が事情をよく聞いて指導してください。
- ２ このような紛争が起きぬよう区内で「大規模マンション」を建設する際、建築事業者
に区との事前協議を義務づけるよう条例を制定してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第12号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込5-15-12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	小 林 れい子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

全国の小中学校不登校児童数は、過去最多を7年連続で更新し、文京区においても同様の増加傾向を示しており放置できません。また、いじめの件数も過去最多です。身体的被害や長期欠席などに繋がる「重大事態」も千件を超えて、学校が安心して学べる場所、居場所になっていないことは明白です。これらの不登校実態の背景には競争的な教育と、子供に寄り添い声を受けとめる教員の多忙化があり大きな社会問題です。

教職員の休職者は過去最多で深刻な事態は進んでいます。教員不足で担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態は文京区内でも発生しています。

国は子どもの減少を理由に8759人の教員を削減しようとしています。文京区は人口増に伴い児童数の増加は2035年度まで続く見込みです。国の方針に合わせると現場実態から大きくかい離します。

学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）改正案が国会で論議されています。しかし、同改正案は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働かせ放題の状況が継続され、「教員になりたい」と思えない実態を作り出しています。教員の長時間労働是正や待遇改善にも結びつかない給特法改定を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは、学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所となるために必要です。何より教員を大幅に増やして教員の多忙化を解消し、教員が子どもたちの声をしっかりと聞ける環境を作ることは急務です。

35人学級への法改正を受けて自治体独自に前倒しで促進するなど「少人数学級」は全国的な流れです。文京区でも独自の取り組みを進めて子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。

子どもの権利条約に鑑み、一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは社会の責任です。少人数学級を進め、国・東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅に増額し、東京都においても独自に教員を増やし35人学級を中学校3年生までに拡大することを強く要請します。

請願事項

- 1 教員「働かせ放題」を固定化する給特法“改正”案に反対するよう国・都に働きかけること。
- 2 都の責任で中学校2年生以上も35人学級にするよう都に求めること。また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること。
- 3 国に対して中学校の35人学級への移行を求めること。
- 4 小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求め、文京区としても30人学級への移行を開始すること。
- 5 都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第13号
件 名	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な 学校給食の提供を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	小 林 れい子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

2023年度、学校給食に有機農産物を使った自治体は278市区町村となり、過去最多だった22年度を4割以上も上回ったとする調査結果を農水省が公表しました。東京都内でも世田谷区が学校給食に年に11回の有機米を提供予定で、品川区でも2025年10月から学校給食のすべての野菜を有機や特別栽培にする取り組みが始まります。

有機農業は、農薬・化学肥料に頼らず、食の安全や環境に配慮した農業です。農水省が定めた「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに有機農業面積を25%にして、化学農薬をリスク換算で50%削減する目標を掲げています。また、国会においても石破首相が学校給食無償化に関した質問に対し、地産地消と有機農産物を「導入すべき」との考えを示しています（参院予算委員会、2025年3月6日）。

今年3月に全国の農民が14都道府県で展開した「令和の百姓一揆」では、日本農業の危機的状況が訴えられました。2024年の米農家の倒産・廃業は過去最多になるなど農家は大変厳しい経営を強いられています。農家の平均年齢は68.7歳（令和2年）で離農が進んでいます。現在も米不足や価格高騰で生活に影響が出ていますが、食料自給率の低い日本において、都市部での国産食材の安定的な確保はこの先難しくなる恐れがあります。

そのような中、大阪府泉大津市の取り組みが注目されています。都市部にある泉大津市では、北海道から九州までの農村地域10自治体と「農業連携協定」を締結しています。農村で生産された安心安全な農作物は、泉大津市でオーガニック給食に使用されます。農村から直接仕入れる独自のサプライチェーンを構築したおかげで、食材価格高騰の中でも泉大津市では給食の質を向上させています。農村地域にとっては、都市部が安定した価格で定量の農作物を継続購入するので、農業生産の維持や農家の経営の安定につながります。都市部の学校給食では、市場に左右されにくい農作物の安定的な確保ができて、子ども達の健康増進にもつながります。安心安全な農作物を学校給食に使用することは、子どもの健康に良いだけでなく、日本全国の農村地域を支えることにもなるのです。

文京区の学校給食のパンには、輸入小麦が使用されています。農水省が行った輸入小麦の残留農薬検査（2021年度）では、カナダ産100%・アメリカ産97.8%から除草剤グリホサート（商品名ラウンドアップ）が検出されています。グリホサートは世界40カ国以上で禁止や規制されています。最近でも、米国ジョージア州の裁判でラウンドアップの使用によってがんになったと訴えた原告に21億ドル（約315億円）未満を支払うように命じられています（2025年3月22日）。医学博士の木村一黒田純子さんは「グリホサートは、DNAのメチル化異常を引き起こし、世代を超えた健康被害を起こす可能性や発がん性が指摘され、健康に重要な腸内細菌叢にも異常を及ぼす」と指摘しています。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。学校給食は自治体の裁量です。安価でリスクのある輸入食材を学校給食で使用するのではなく、日本の農家が生産した安心安全な食材を使用することで子ども達の健康を守り、より魅力ある文京区になれるよう取り組んでください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 子ども達の健康を守り、環境に優しく、日本の農業活性化につながる「オーガニック食材」を学校給食に取り入れるよう区に求めること。
- 2 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用

を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。

- 3 学校給食のパンと麺のグリホサート残留農薬検査を定期的に行うよう都に求めること。
- 4 農薬の安全基準を決める毒性試験は「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分＋補助剤）」で行うよう国に求めること。
- 5 大阪府泉大津市を文教委員会で視察し、食料不足や価格高騰に備え、農村を持つ自治体との連携や安心安全な国産食材の安定的確保に関する研究をするよう区に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第14号
件 名	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	小 林 れい子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

この請願は、消費者の「知る権利」「選ぶ権利」を求めるものです。すでに東京都内のスーパーマーケットではゲノム編集トマトの販売が開始され、ゲノム編集された魚もオンラインショップで販売されています。さらに2025年4月、ゲノム編集食品では8品目目となるゲノム編集ティラピアの「届け出」がされたことを消費者庁が公表しました。ゲノム編集食品の研究開発は活発に行われており、今後さらに多くの商品が流通すると予測されます。

「消費者基本法」には、消費者の「知る権利」と「選ぶ権利」が明記されています。消費者の選択の機会を確保するためには「食品表示」が欠かせません。しかしながらゲノム編集食品は、国への「届け出が任意」で「食品表示義務がない」ため、私たちは選択することができないのです。

EUでは、2024年2月に「ゲノム編集食品の表示の義務化」と「ゲノム編集食品のトレーサビリティを可能にする監査書類の義務化」を議決しています。一方、日本では原料・製品・外食産業にも表示義務はありません。種苗にも表示義務がないため、農家がゲノム編集された農作物と知らずに育ててしまい、学校給食で子ども達が食べてしまうことも考えられます。ゲノム編集食品を「知らずに食べてしまう」または「知らずに食べさせてしまう」ことを防ぎたくても防げないのが現状なのです。

消費者庁が行った「食品表示に関する消費者意向調査」(令和5年)では、5割以上がゲノム編集食品の表示を求めています。そして今、全国の自治体からも「ゲノム編集表示の義務化を求める意見書」が静岡県や兵庫県などから続々と提出されています。2025年3月には新たに、岩手県からも提出されました。

新しい技術であるゲノム編集は、食経験がないので食べ続けて問題がないのか誰にもわかりません。カリフォルニア大学のイグナシオ・チャペラ教授は「遺伝子の1個が壊されると、敵が来たと錯覚してその壊れた遺伝子を含む細胞を壊そうとして有害な化学物質を出したりするので、どのようなことになるか予測がつかず大変危険」と指摘しています。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。ゲノム編集食品の場合も、遺伝子組み換え食品と同様に予防原則で慎重に対応することが必要です。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 2 「ゲノム編集」の「食品表示」を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第15号
件 名	区内図書館の管理運営方法を見直し、新小石川図書館については管理運営を直営に戻すことも検討することを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

現在、文京区の「図書館」は真砂中央図書館だけが直営（窓口等の業務は委託）となっています。

しかし、図書館が「文の京」の民主主義の土台を支える「知と情報の拠点」「知の広場」であり、特に真偽不明の情報が溢れかえる現代において、正しい知識と解釈に基づく事実の把握力や論理読解力を育む「図書館」の重要性は増しています。同時に「図書館」は単なる“ハコ”ではなく、レファレンス機能の中核を担う司書の役割も重要性を増し、特に、文京区は「文の京」を標榜しており、他の自治体以上に特色ある「図書館」づくりを進める必要性もあります。

現在、区では「小石川図書館」の建て替え計画が進められ、「竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）」では、「管理運営方法」について「指定管理者による一体的施設全体の一体的な運営が望ましく、今後、その管理運営体制を検討します」と書いてあります。（※現状は竹早公園は直営、竹早テニスコートと小石川図書館は指定管理）

ただ、その後、「中間のまとめ」を見直すことになり、それには「一体的整備」も含まれ、図書館敷地と公園敷地を分けたままでの再整備もあり得るなか、小石川図書館はそれ自体単独での建て替えも選択肢に入るようになることから、再整備を機に管理を直営にすることも検討課題に入ってきます。

そこで、「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備にあたっては管理運営方法についても見直し、新小石川図書館の管理運営を「直営」に戻す検討をするよう、貴議会から区長に働きかけていただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 「小石川図書館」の再整備を機に、区内図書館の管理運営方法を検証し、これからの文京区立図書館を直営に戻すことのメリット・デメリットを研究してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第16号
件 名	子ども関連施策でパブリックコメントやアンケートなどの充実を図ることを求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	依 田 翼 小 林 れい子 海 津 敦 子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区は「文の京」自治基本条例で「協働・協治」を理念として掲げ、「区民参画の手続に関する指針」を整え、年度ごとに「区民参画現況調査報告」をまとめるなどしておられます。また子どもの権利条例についても制定に向けて準備をされています。

しかし、子どもの意見を反映させ、子どもの権利を保障するための施策を推進するには、引き続きの努力が要ることは、区側も認識しておられます。

たとえば先日の議会の請願審議41号の審議の際に、パブコメについて、区側も「子どもの意見につきましては、現状確かに子どもの意見を、一応募集している体になってございますが、よりちょっと分かりやすいところの今後の周知、在り方については考えてまいりたい」と、「募集している体」になってしまっていることを認めていらっしゃいます。

また請願52号の審査の際も、子ども向けアンケートについて、区側は「内容について、十分しっかり伝わっていなかったところは、我々も反省」なさっていて、「今後、行う際には、学校で配布されているタブレット等々を活用しながら、情報量を増やしながら、実施して参りたい」と説明しておられます。また「現時点におきましては、それをする段階ではない」とも答弁しておられ、現時点ではその段階ではないものの、適切な段階に改めて実施する考えを示しておられます。

そうしたことを踏まえ、区は子どもに関連する施策について、パブコメなどで意見を募る際、「募集している体」ではなく、真摯に意見を募り対話すること、また、情報を十分提示した上で、適切なアンケートなどを実施することが必要と考えます。

請願事項

- 1 子どもに関連する施策について、アンケートやパブコメなどを一層わかりやすくすること、また、一度実施したアンケートでも、内容が不十分なものについて、情報を加味などした上で、改めて適切な時期に実施するといったプロセスをきちんと重ねることを、意欲の表明だけではなく、具体的な行動として示すよう区側へ改めて働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第17号
件 名	「区内公立学校における、外国人児童の在籍状況と 支援体制の調査と、その結果の公表」に関する請願
請 願 者	 外1名
紹 介 議 員	依 田 翼 海 津 敦 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

近年、外国につながる住民が増える中、文京区の外国人の人口は、2020年4月には11,170人から2025年4月には15,821人と4,651人増加しており、もうじき全世帯の1割となる見込みです。それに伴い、文京区の小中学校に通う児童生徒にも多様な文化的・言語的背景を持つ子どもたちが増加しています。日本の教育課程は主に日本語で実施されているため、こうした子どもたちが十分に学び、適応できるようにするためには、学校や教職員への支援体制の強化が必要です。

また、教職員の長時間労働や精神的負担の問題は、国全体でも深刻化しています。多様な子どもたちの学びを保障しながら、教職員が無理なく指導できる環境を整えることが喫緊の課題と考えます。

しかし現時点では、区内の公立校における外国につながる児童生徒の実態や、教職員が感じている業務上の困難について、区として十分に把握しているとは言えません。

こうした課題を正確に理解し、支援施策を講じていくためには、まずは現状の把握と可視化が必要であると考え、以下の通りお願いいたします。

請願事項

- 1 区内公立学校における、外国につながる児童生徒の在籍状況と支援体制の調査と、その結果の公表
- 2 教職員の教育的負担や支援ニーズに関する実態調査の実施

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第18号
件 名	「竹早テニスコート」をどうするか区議会でも子どもたちと「対話」する場を設け、子どもたちの声を直接聴くことを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

「竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画」を巡っては、「竹早テニスコート」をどうするかについて、区民の間でも意見の相違があるところ、先の令和6年度2月定例議会の本会議においても、一部の区議から「竹早テニスコート」の存続に関する質問等が出るなど、区議の間でも見解や意見の相違が際立ちました。

しかし、現状、「竹早テニスコート」をどうするかについてはもっぱら大人同士で議論されており、「竹早テニスコート」の規模が「竹早公園」の再整備の方向性に大きな影響を与えることに鑑みれば、そこで集い遊ぶ子どもたちの声こそ重視すべきであることは明白です。

文京区が令和7年2月28日から令和7年3月14日まで受け付けた令和6年度竹早公園・小石川図書館一体的整備～みんなで考えるミーティング（第2回）の「論点説明に対する質問」には、10代の子どもからも意見・質問が寄せられ、「なぜテニスコートが公園の半分を占めている一方で、子ども向けの遊び場、遊具、ボールを使える場所が狭いのですか？」「遊び場が狭いし、うす暗いし、遊んでいてもものびのび走り回ったりできなくてつまらない」「小学生の意見をもっと聞いてほしいです！！」「僕含め大多数の子達が広い公園で（中略）色んな球技がしたい。走る回る広場がほしい」「この先何十年も残るものなのだから、大人だけでなく、子供達の意見をしっかり取り入れ、未来の世代に恥じない良いものを作りましょうよ！何故そうしないんですか？」と訴えています。

そこで、貴議会に下記を請願いたします。

請願事項

- 1 「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備にあたり、「竹早テニスコート」をどうするかについて、区議会においても子どもたちと「対話」する何らかの場を設け、子どもたちの声を直接、聴いてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第19号
件 名	より透明性を高め、区民に対する説明責任をより果たす改革をさらに進め、「開かれた」議会の実現を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

文京区議会においても、これまで様々な改革に取り組んでいることは区民としても理解しているところ、一般区民の目から見るとまだ透明性を高める余地が十分にあり、また区民に対する説明責任という意味においてももっと果たすことができると思います。

例えば、文京区議会委員会のインターネット議会中継に関しては、令和5年6月定例議会で「請願」が採択されたものの、2年が経過しようとしているところ、常任・特別委員会で実現していません。

区民による委員会の傍聴に関し、傍聴する区民だけ正当な理由と合理的根拠が区民に示されることなく、情報通信端末の使用が禁じられています。

区民の「知る権利」を最大限尊重し、区議会がその要請に応え、「説明責任」を十二分に果たす意味合いからも下記の議会改革を貴議会に請願いたします。

請願事項

- 1 現行の委員会運営のまま文京区議会の常任・特別委員会のインターネット中継を早期にはじめてください。
- 2 文京区議会の各委員会において、傍聴する区民も他の出席者（理事・委員、理事者）同様、情報通信端末の使用を認めてください。
- 3 文京区議会HPにおいて「幹事長会」や「今後の議会運営に係る懇談会」とはどのようなものであるかの説明を載せてください。
- 4 「幹事長会」や「今後の議会運営に係る懇談会」の会議録や要点等を区議会HPで公開してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第20号
件 名	文京区議会において委員会のインターネット中継の 速やかな全面実施を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	依 田 翼 海 津 敦 子 小 林 れい子 石 沢 のりゆき たかはま なおき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

令和5年6月文京区議会において、「文京区議会委員会のインターネット議会中継に関する請願」が全会一致で採択されました。これを受け、同年9月の議会運営委員会では、令和6年度の決算・予算審査特別委員会での中継の効果や課題を踏まえて、全ての委員会の中継実施について検討を進めるとの方針が示されました。

しかし、その後の進捗は乏しく、「今後の議会運営に係る懇談会」において、令和5年度に5回、令和6年度にはわずか2回しか議題に上がっていない状況です。また、追加の設備整備やコストの見積もりについても、未だ明確な情報は示されておらず、検討が停滞していると見受けられます。

委員会は、住民に最も身近な政策や事業が議論される場であり、その内容がインターネットで広く共有されることは、区政の透明性と区民の信頼の向上に大きく寄与します。すでに本会議の中継が行われている中で、委員会についても速やかに実施されるべきです。

また、インターネット中継の実施は、障がいのある方や来庁が困難な高齢者、育児や介護、仕事などで時間や移動に制約がある方々にとって、議会へのアクセスを保障する極めて重要な手段となります。すべての区民が、自らの暮らしに関わる政策決定の場に触れることができる環境は、情報の公平性と参加型自治の観点からも必要不可欠です。

また、中継にあたっては、現状の委員会運営のままの形で実施されるよう強く要望いたします。

すでに採択された請願の趣旨に則り、文京区議会のすべての委員会についてインターネット中継を早急に開始するとともに、その検討過程も区民に開かれた、透明性ある運営を行っていただきますよう、強くお願い申し上げます。

請願事項

- 1 文京区議会において、現行の委員会運営のまま、委員会のインターネット中継を速やかに実施してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第21号
件 名	全国的な傍聴ルール見直しに沿ったICT機器使用 容認の請願
請 願 者	
紹 介 議 員	依 田 翼 海 津 敦 子 石 沢 のりゆき 小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

全国都道府県議会議長会は、2024年に傍聴者の持ち物や服装、禁止行為などを定めた「傍聴標準規則」を約半世紀ぶりに大幅改正しました。これにより、時代に即した情報環境への対応として、スマートフォンやタブレットの持ち込みや、静かな使用（資料検索、メモ取り等）が標準ルールとして容認される方向に見直されています。傍聴者のICT端末持ち込み・静かな使用を許可している世田谷区議会では「現在まで問題なく運用されている」（世田谷区議会事務局／2025年5月）とのことでした。さらに多くの自治体で認める動きが広がっていくものと思われます。

一方で、改正がなされていない議会では、依然として「電源を切るよう求める」という旧来の対応が続いており、傍聴の利便性や情報取得の公平性において自治体間で格差が生じています。

文京区においても、区政への関心を高め、区民の議会傍聴をより開かれたものとするためには、現代のICT環境を前提とした傍聴ルールの整備が必要です。

聴覚障害のある区民に向けて、要約筆記者の派遣、委員会へのリアルタイム字幕システムの導入、ヒアリンググループの設置など、4つの取組が実施されることで、議会のアクセシビリティは大きく前進しました。

これらは「情報の取得」を支援する仕組みとして非常に意義深いものです。加えて、ICT端末の使用が認められれば、手元での字幕生成やリアルタイム文字起こしなどの支援技術を併用できるようになります。さらに手話を使うろう者に向けて、遠隔での手話通訳利用も叶いやすくなります。高齢者や視覚に不安のある方にとっても、紙の資料よりもタブレット等の拡大表示機能や音声読み上げ機能の方が有効な場合があり、さらに、ペンを使用できない方にとっては、音声入力による記録が情報活用のための重要な手段となります。これは、文京区が今回導入した「情報の取得」の支援に加えて、「情報の利用」を可能にする仕組みであり、障害者差別解消法に基づいて本来セットで保障されるべき「取得」と「利用」を共に支えるものです。

また議員や事務局職員の間ではすでに、紙資料の削減や業務効率化の観点からタブレット等の使用が広がっています。同様に、傍聴者もICT端末で資料閲覧を行うことでさらなる議会運営の効率化を図るべきです。傍聴者がその場で議案の背景を調べたり、会議中の専門用語を検索したりすることで理解を深め、傍聴の質を向上させることも叶います。

このように、柔軟なデジタル機器の使用許可は、多様な区民が等しく議会にアクセスできる環境を整え、より公平で実効性のある区政参加を実現するための重要な一歩です。

つきましては、文京区議会傍聴規則を見直し、スマートフォンやタブレット等ICT端末の持ち込みと、会議の妨げにならない範囲での使用を許可するようご配慮をお願い申し上げます。

請願事項

- 1 議会傍聴において、スマートフォンやタブレット、PC等のICT端末の持ち込みと、適切な範囲での使用（資料閲覧、メモ等）を認めていただくよう、傍聴規則の見直しを求めます。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年5月29日 第22号
件 名	区の説明を理由とした請願不採択に関する審査の透明化を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	依 田 翼 小 林 れい子 海 津 敦 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

文京区議会では、提出された請願に対し、「区がすでに実施している」「今後実施予定である」といった区側の説明を理由に、不採択となるケースが多く見受けられます。

しかし、実際には、区への対応が請願趣旨を十分に満たしていなかったり、具体的な実施時期や方法が不明確なままの状態であったりすることも少なくありません。

このような場合、議会として請願の趣旨をどう検討したのか、区の説明をどのように判断したのかが不透明なまま不採択となることは、区民からの信頼を損ねかねません。

また、仮に区へのめざす方向が請願の趣旨と対立するならともかく、請願が同じ方向を向いている場合、一層の取り組みを促す意味で、請願を採択することは合理的と考えます。

また、区がすでに努力を進めているという場合でも、不採択と採択が並存しており、その扱いが恣意的とも見えます。

たとえば今年2月の議会で、＜文京区における「区民参画」の定義を明確に定め、区民からの意見聴取で終わらせず、政策・施策に反映させるよう努力する「区民参画」の実現を求める請願＞がありました。この中で、「子どもたちも含め区民から聴取した意見・要望を政策・施策に反映できない場合は、どうして反映できないか、理由を明らかにし、行政としての説明責任を果たすよう努める旨の努力目標を定め、多くの子どもたちにも分かるよう広く区民にそのことを周知する手法や方策を検討してください」との請願について、ある会派は「子どもも含めてというところでは、7年度にこども基本条例が制定され、まさにそこで進めています」とし、こども基本条例に関連しての取り組みを区が進めているからとの解釈で、不採択の態度表明をしています。これらの結果、請願は不採択になりました。

一方で、たとえば昨年、「全区有施設に再生可能エネルギー電気を導入する取り組みを求める請願」が提出された際、区側は約4割の施設で導入されており、残り6割について計画的に進める旨を答弁されました。これも踏まえつつ、会派からは「(区長からも)他の区有施設にも再生エネルギーの導入を進めてまいりますとの答弁をいただいております。国もそっちのほうに向かっていますし、区もそっちに向かっている。よって、請願事項に関しては賛成」などの態度表明がありました。これらの結果、請願は採択されています。

このように、区の姿勢を後押ししたり、念押ししたりする立場の場合でも、請願について採択・不採択と分かれるのでは、ダブルスタンダードとも言わざるを得ません。

また、委員会によっては、一般質疑の時間が減るからといった理由で、請願の審議を急ごうと促す運営も見受けられます。しかし、文京区議会では以前、請願は委員会の最後にかけてられ、ともすると時間が制約されることから、条例案の審議後、午前の比較的早い時間に請願審議に入るようになったと聞いています。区民の声に時間をかけて向き合おうという意味では前進していると思われますが、審議を急ぐようでは、その趣旨を没却しかねません。

そこで、以下の事項を請願します。

請願事項

- 1 区が「すでに実施している」「今後実施予定である」として請願を不採択とする場合、その判断の根拠を、共通の基準や検討手順を検討してください。
- 2 区の説明に対して、議会として十分な検証や質疑が行われたかを確認し、必要に応じて議事録や委員会報告にその過程を明示するよう、仕組みや在り方を整えてください。